

重要事項説明書

作成日令和 年 月 日

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 寿康会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 大坪 由里子
所在地	静岡県駿東郡小山町小山255番地の2
資本金（出捐金）	173,320,866円
法人の理念	当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として各種社会福祉事業を行います。
他の介護保険関連の事業	静岡県駿東郡小山町小山255-2 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム平成の杜） 特別養護老人ホーム平成の杜短期入所生活介護事業所 デイサービスセンター平成の杜通所介護事業所 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム 徳風園） 特別養護老人ホーム徳風園短期入所生活介護事業所 静岡県駿東郡小山町上野1440-1 徳風園デイサービスセンター通所介護事業所 徳風園ヘルパーステーション訪問介護事業所 徳風園居宅介護支援事業所
他の介護保険以外の事業	静岡県静岡市駿河区高松2625 生活介護事業所 ライラックの園 静岡県駿東郡小山町小山255-2 小山町地域包括支援センター平成の杜 静岡県御殿場市新橋1555-1 未来こども園 静岡県駿東郡小山町上野1024-5 みらいこども園

2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム高松
ホームの目的	要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事などの介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようするとともに認知症による周辺症状の改善に資するよう援助する。
ホームの運営方針	事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 適切な介護技術をもってサービスを提供する。 常に提供したサービスの質の管理評価を行う。
ホームの責任者	田中のぞみ
開設年月日	平成15年 4月 1日
保険事業者指定番号	2274100524
所在地、電話・FAX番号	(所在地) 静岡市駿河区高松2625番地 (電話) (054) 237-6070 (FAX) (054) 237-6071
交通の便	バスで静岡駅より4番線、大谷・久能山下線に乗り、下島北バス停下車、徒歩3分。 バスで新静岡センターより9番線、大谷久能山下線に乗り、下島北バス停下車、徒歩3分。 静岡駅南口よりタクシーで約15分。
敷地概要 (権利関係)	敷地面積 (2418.61) m ² (借地)
建物概要 (権利関係)	構造: 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 (自己所有) 床面積: 895.24 m ² の一部 (247.64 m ²)
居室の概要	12.07 m ² ×8室、13.12 m ² ×1室(全て個室) エアコン、テレビ配線、インターホン設備、収納設備付き その他居室内備品はすべて持ち込み
共用施設の概要	浴室(個浴2、機械浴1)は、専用で利用できます。 洗濯室は、洗面所内

緊急対応方法	高松徳風園・ライラックの園 消防計画により対応いたします。
防犯防災設備 避難設備等の概要	防火設備：スプリンクラー設備 有り 屋内消火栓、有り 自動火災報知器、有り 誘導灯有り 非常通報装置設置済み 屋内外非常用階段が2方向にあります。
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内容
		専従	兼務	専従	兼務		
ホーム長(管理者)	1人		1				認知症対応型サービス事業管理者研修終了
計画作成担当者	1人		1			介護支援専門員	認知症介護実践研修
介護従事者	7人	4	1	2		介護福祉士 1人 ホームヘルパー2級 1人 調理師 1人	

4. 勤務体制

昼間の体制	3人（うち早出 7：30～16：30、1人 日勤 9：15～18：15、一人 遅出11：00～20：00、1人） 4人出もあり。
夜間の体制	1人 宿直・夜勤の別： 夜勤

5. 利用状況（ 年 月 日現在）

利用者数	1ユニット当たり定員 9人、(ユニット数： 1ユニット) 総定員 9人
要介護度別	要介護度1： 人、 要介護度2： 人、 要介護度3： 人、 要介護度4： 人、 要介護度5： 人

6. ホーム利用にあたっての留意事項

- ・ 面会、外泊については事前に連絡していただければ構いません。
- ・ 危険物・ペットの持ち込みはできませんのでご了承ください。

7. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。 但し、入居後30日に限り、下記金額に1日あたり30,81円割増になります。
保険対象外サービス	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。 預かり金管理サービスについて ご家族又はご入居者本人による金銭の管理が困難な場合は、預かり金管理サービスをご利用いただけます。 管理する金銭の限度額：無制限 管理する金銭等の形態：指定する金融機関の預金通帳に預け入れているものをホームで管理します。 お預かりするもの：上記預金通帳と通帳印 保管場所：事務室金庫 保管責任者：管理者が責任をもって管理します。 出納責任者：ホーム長 出納方法：原則として月2回預貯金の引き出しを行い、介護保険料、健康保険料、介護保険自己負担金及び各種有料のサービス料の出納、医療費の支払い、買い物に要した費用の出納等を行います。(施設の預かり金規程に従います)。 サービス料：無料 協力病院以外の通院介助は有料とさせていただきます。 通院1回につき1,000円 静岡市以外の場合は走行距離×20円の燃料費もご負担いただきます。
居室の提供(家賃)	60,000円/月
食事の提供	朝食：250円、昼食：350円、夕食：300円、おやつ：100円を目安としていますが、月額30,000円で次年度精算します。
個人消耗品の費用	別紙の水道光熱費及びその他、個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。水道光熱費月額20,000円。で次年度精算。
その他の費用	おむつ代：斡旋による実費価格をご負担いただきます。 ベッド、車いす賃貸料；ベッド・車いすについては、個人で持ち込んでいただくのを原則としますが、施設の備品をレンタルした場合は、以下の賃貸料をご負担いただきます。ベッド、月額1,000円、車いす、月額500円

※上記の利用料の件については、各サービスについて細かな金額を指定した別紙を用意します。

1日あたりの自己負担分

基本料金	要介護1	765単位	
	要介護2	801単位	
	要介護3	824単位	
	要介護4	841単位	
	要介護5	859単位	に、医療連携加算 39単位

地域別単位単価10.27円が乗せられた額の1割又は2割が自己負担金となります。

その他、初期加算 30 単位（30 日限度）や入院時費用 264 単位（6 日分）看取り加算（72×15、144×27、680×2、1280×1）単位（30 日限度）がかかる場合があります。
介護職員処遇改善加算 1000 分の 111、特定処遇改善加算が 1000 分の 23、介護職員等ベースアップ等支援加算が、1000 分の 23 加算されます。令和 6 年 6 月からは、処遇改善加算は一本化される予定で、当事業所は、処遇改善加算Ⅲを取得予定です。
※介護保険負担割合証をご提示下さい。

8. 協力医療機関

		診療科目	医師名
名称	静岡済生会総合病院	内科・精神科・外科・皮膚科・歯科他	病院長 石山純三
名称	東静岡クリニック	内科、消化器科、在宅医療	院長 白川京佐
名称	難波歯科医院	歯科	難波龍太郎

9. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名： 田中のぞみ 第三者委員 遠藤博雄 苦情は、第三者委員に申し立て、苦情解決責任者（管理者）が必ず責任を持って解決します。当施設内で解決できない場合は、下記市町村窓口、国保連窓口に通報します。
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名：静岡市役所保健福祉部介護保険総務係 (電話) 054-221-1088 機 関 名：静岡県国民健康保険団体連合会 (電話) 054-253-5590

10. 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかにご利用者の家族、市町村等（通院を要した場合のみ）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) ご利用者に対するサービス提供より発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に被害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合はこの限りではありません。

11. サービス担当者会議等での個人情報の使用

サービスの提供に当たって知り得た個人情報等をサービス担当者会議等で使用することがありますが、外部に漏らすことはありません。

1 2. 第三者評価受審・外部評価の状況

第三者評価実施の有無	無し
外部評価実施の有無	有り
実施した直近年月日	令和4年7月19日
実施した評価機関の名称	株式会社第三者評価機構 静岡評価調査室
評価結果の開示状況	有り

令和 年 月 日

(事業者)

グループホーム高松

説明者名

印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。また、サービス担当者会議等での個人情報の使用についても同意します。

(利用者)

住所

氏名

印

(利用者代理人)

住所

氏名

印

(身元引受人)

住所

氏名

印